

平成 年 月 日

一 関 市 長 様

届出者 住 所
氏名・名称
代 表 者
電 話

印

騒音発生施設設置（使用）届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第36条第1項（第37条第1項）の規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				整理番号	
工場又は事業場の所在地				受理年月日	
工場又は事業場の事業内容				施設番号	
常時使用する従業員数				審査結果	
騒音の防止の方法	別紙のとおり。			備 考	
騒音発生施設の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

備考

- 1 騒音発生施設の種類欄には、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第4に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法欄の記載については、別紙によることとし、消音器の位置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 印の欄には記載しないこと。
- 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本工業規格A4とすること。

